

令和5年4月1日以降の雇用調整助成金について

判定基礎期間の初日が令和5年4月1日以降の申請より、雇用調整助成金の取扱いは次のとおりとなります。

1. 短時間休業の要件を緩和します。

一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。ただし、対象者や時間を特定せずに無計画に行われるものや、遅刻早退を事後的に休業とするものは助成対象となりません。

2. 実費による助成額の算定方法を可能とします。

雇用保険料の算定基礎となった賃金総額や年間の所定労働日数等から求めた平均賃金額を使って助成額を算定する方法（平均賃金方式）に加えて、実際に支払った休業手当等の総額から助成額を算定する方法（実費方式）も選択できるようにします。

実費方式の算定方法：

①判定基礎期間の休業等を対象に実際に支払った休業手当等の総額 × 助成率（注1）

注1 大企業1/2、中小企業2/3

②雇用保険の基本手当日額の上限額（注2）×休業等延日数

注2 令和5年4月1日現在では、8,355円

①、②のうち、いずれか少ない方が助成額となります。

- ・企業規模を問わず選択することができます。
- ・判定基礎期間ごとに算定方法を変えることも可能です。
- ・残業相殺等により、上記①又は②より助成額が少なくなることがあります。

3. 計画届の提出は不要です。

判定基礎期間の初日が令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間にある場合、計画届の提出を不要とします。本来計画届の提出とともに提出する書類は、支給申請時に提出することが必要です。

4. 残業相殺は行いません。

判定基礎期間の初日が令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間にある場合、残業相殺（*）は行いません。

* 判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

> 裏面に続く

5. 教育訓練の要件を一部緩和します。

教育訓練（3時間以上）を実施する日について、教育訓練を実施する時間帯以外に教育訓練以外の業務に従事することを可能とします（午前中教育訓練、午後から業務を実施など）。ただし、教育訓練の実施時間中に電話対応をするなど、教育訓練中に教育訓練以外の業務を実施することはできません。

なお、以下のような教育訓練は**助成金の対象となりません**のでご注意ください。

助成金の対象とはならない教育訓練：

- ① 職業に関する知識、技能または技術の習得または向上を目的としないもの。
- ② 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの。
- ③ 趣味・教養を身につけることを目的とするもの。
- ④ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの。
- ⑤ 通常の事業活動として遂行されることが適切なもの。
- ⑥ 当該企業において通常教育カリキュラムに位置づけられているもの。
- ⑦ 法令で義務づけられているもの。
- ⑧ 事業所内で実施する訓練の場合で、通常の生産ラインにて実施するものなど通常の生産活動と区別がつかないものまたは教育訓練過程で生産されたものを販売するもの。
- ⑨ 教育訓練科目、職種等の内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を有する指導員または講師（資格の有無は問わない）により行われたいもの。
- ⑩ 講師が不在のまま自習（ビデオ等の視聴を含む。）を行うもの。
- ⑪ 転職や再就職の準備のためのもの。
- ⑫ 過去に行った教育訓練を、同一の労働者に実施するもの。
- ⑬ 海外で行われるもの。
- ⑭ 外国人技能実習生に対して実施するもの。

自宅やサテライトオフィスなどで行うオンライン形態による双方向の訓練（講師と受講者がリアルタイムでやり取りする訓練）も助成金の対象となりますが、上記①～⑭のいずれかに該当する場合は、助成金の対象となりません。

6. その他

その他の要件など詳細については、雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

※申請様式やマニュアルはこちらに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

ガイドブック 様式等



不正受給への対応を厳格化しています

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

連絡先



不正受給の対応を
厳格化しています